

## 勝山市内各中学校におけるプログラミング教材ソフト利用契約仕様書

### 1. 概要

本事業により、1人1台端末を活用した教育を一層充実させ、子どもの情報活用能力の伸長を図るため、ネットワークを利用した双方向性のあるプログラミング教材を導入し、プログラミング教育の環境整備を行うもの。

### 2. 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

### 3. 支払い条件

上記契約期間中のライセンス料及び初期導入費用、年1回以上の研修に要する費用、その他使用に当たって生じる一切の費用を含む。ライセンス料等の支払いについては、別途、受注者と協議の上、決定する。

なお、年度の途中で、転入出等に伴う生徒数の増減による、ライセンス料の変更は行わないものとする。

### 4. 使用許諾の対象数（令和7年5月現在）※令和8、9年度は見込み数

- ・勝山市立中学校に在籍する生徒用ライセンス  
令和7年度 478名（1年生 158名、2年生 157名、3年生 163名）  
令和8年度 462名（1年生 147名、2年生 158名、3年生 157名）  
令和9年度 457名（1年生 152名、2年生 147名、3年生 158名）
- ・勝山市立中学校の教師用ライセンス  
令和7年度 3校  
令和8年度 3校  
令和9年度 1校

### 5. 使用場所

各中学校及び生徒の各家庭、教育委員会等

### 6. 調達するプログラミング教材の仕様

#### (1) 概要

- ア テキストコーディングベースで利用できる教材であること
- イ 使用する言語はHTML/CSS/JavaScript等であること
- ウ 外部機器（ロボット等）の接続を必要とせず、インターネットブラウザで完結する学習形態であり、自宅でも利用できること
- エ 中学技術・家庭科（技術分野）における「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題解決」に対応した内容が学習できること

- オ 生徒1人に1アカウントを付与し、基礎学習（タイピング・プログラミングの基礎・ネットワーク双方向性）と応用学習（基礎学習で学んだ内容を生かして生徒が独自にプログラミングによる制作）ができる学習カリキュラムを有すること
- カ 技術科だけでなく、総合的な学習の時間等において、探究的な学びに位置付けて活用できる内容であること

## （2）生徒向け機能

### ア 個別最適な学習を可能とする機能

- a 生徒自身が自分のペースで学習を進められること
- b 生徒自身が自分の学習進捗を把握できること

### イ 発展的な学習に対応した機能

- a 基礎的なスキルを学習するとともに、発展的に学習できる応用的な教材があること

## （3）教員向け機能

### ア 教員による生徒の学習状況の管理を可能とする機能

- a 生徒一人ひとりの進捗状況等が把握できること
- b 学校のカリキュラムに応じた授業設計ができること

### イ 授業用の各種資材・操作マニュアル等として、以下のものが用意されていること

- a 指導案
- b 授業用スライド（教員が編集可能な形式で提供されること）
- c 生徒配布用の補助教材（コード表、テーマ設定ワークシート等）
- d 評価基準案
- e 教材利用方法、授業の進め方に関するマニュアル、動画

## （4）サポート体制・セキュリティ対応

### ア 教員からの問い合わせ対応窓口

- a 教員からの質問や相談を受け付けるための窓口を有すること
- b 教材の使用方法等の機能面だけでなく、授業の内容や進め方に関する相談にも対応すること

### イ 教員操作研修

- a 教員向けの研修・講習の機会があること

### ウ セキュリティ対応

- a 情報セキュリティ体制や個人情報の漏洩等、不測の事態が発生した際の具体的な対応方法が整っていること

## （5）動作環境

### ア 端末

- ・ Chromebook
- ・ Windows

- ・ iPad

#### イ ブラウザ

- ・ Google Chrome
- ・ Microsoft Edge
- ・ safari

#### ウ 学習環境

- ・ 個別に学習を進めることが可能であること
- ・ 基礎編はブラウザ上で完結すること
- ・ 応用編として、クラウド型の開発環境を用いて、生徒自身が独自に制作を行うことができる機構を教材内に備えていること
- ・ Google アカウント等と連携し、シングルサインオンに対応していること

### 7. セキュリティについて

受注者は業務遂行にあたって、関係法令法令、本市で定める条例等を遵守すること。なお、これらの法令、条例等の改正があったときは、改正後の規定を遵守すること。受注者は、業務に関連して知り得た情報、その他の業務に関する機密を業務以外に利用し、又は第三者に漏洩し、若しくは開示してはならない。また、受注者は、業務契約期間内だけでなく、契約終了後も情報機密保護を行うこと。

### 8. その他

この仕様に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて、発注者及び受注者が協議の上、誠意をもって対応するものとする。